

ご存じですか？

# 森林の伐採には 届け出が 必要です。

伐採及び伐採後の  
造林の届出制度の手引き



## 伐採の前にまず届け出を

自分の山の木なら、自由に伐ってもいい。こんなふうにいる森林所有者の方はいらっしゃいませんか。たとえあなたの山でも、森林を伐採するときは「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

森林は、さまざまな働きを通じて地域の社会、環境、経済を支える大切な存在です。こうした森林の働きを高度に発揮させるためには、適切な森林施業が欠かせません。このため市町村では、地域の森林整備のランドデザインとなる市町村森林整備計画を作成し、造林から伐採に至る森林施業全般の基準を定め、その指針を示しています。

伐採及び伐採後の造林の届出制度は、森林の伐採や伐採後の造林がこの計画に基づいて適正に行われるよう、届け出をしていただくものです。また、地域の森林資源量を把握するという大切な役割もあります。森林の立木を伐採しようとするときには、必ず伐採する前に市町村に届け出をしてください。

では、どんな場合に、どんな風に届け出をしたらいいのでしょうか。制度のあらましを紹介しましょう。

## 伐採及び伐採後の造林の届出制度のあらまし

Q

どんな森林が対象？

### A 保安林を除く民有林

届出制度の対象となる森林は、保安林などを除く民有林(地域森林計画の対象森林)です。伐採を行う場合、その目的、樹種、方法、面積などにかかわらず届け出が必要になります。国や都道府県が実施する公共事業に関する伐採の場合でも、原則として届け出が必要です。ただし、右の場合は、事前の伐採及び伐採後の造林の届け出は必要ありません。

- 1 法令またはこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 2 林地開発行為の許可を受けた者が伐採する場合
- 3 森林施業計画などにおいて定められた伐採を行う場合
- 4 測量などのため別の許可(森林法第49条第1項)を受けて伐採する場合
- 5 立入調査など(森林法第188条第2項)のため伐採する場合
- 6 特用林として指定されたものを伐採する場合
- 7 自家用林として指定されたものを伐採する場合
- 8 非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 9 除伐する場合
- 10 その他省令で定める場合

※③、⑥の場合は、事後の伐採届が必要です。  
※無届出の場合や変更命令、遵守命令に従わない場合には、森林法第207条による罰則が適用されます。



## だれが届け出るの？

### A 森林所有者など伐採についての権原を持つ者

森林所有者が自分で伐採するときは森林所有者が届け出ます。また、山林の立木を買い受けて伐採するときは買受人が届け出ます。

※これは、立木の伐採について権原を持つ者が届け出をするということで、森林所有者が使用人を雇って伐採したり、請負によって伐採する場合は、森林所有者が届け出をすることになります。



## 届け出の時期は？

### A 伐採を始める90日から30日前まで



## 届け出先は？

### A 伐採する森林がある市町村の長

当該市町村役場の林務関係窓口へ届け出てください。



## 伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令って？



### A 伐採計画などが市町村森林整備計画に適合しないとき出される変更命令のこと

伐採及び伐採後の造林の計画の伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間または樹種が市町村森林整備計画に定める以下の事項に適合しないと認められる場合に、市町村長は伐採及び伐採後の造林計画の変更を命ずる場合があります。

- ① 公益的機能別施業森林のうち、次にあげる森林の区域における施業の方法
  - ㊦更新を確保するために伐採方法を特定する必要がある森林
  - ㊧自然環境の保全、形成及び保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要がある森林
  - ㊨生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要がある森林
  - ㊩農地、林地または道路その他施設の保全のため伐採方法を特定する必要がある森林
- ② 主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢に達しない森林にあつてはその年齢
- ③ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林にあつては、人工造林の対象樹種、人工林の樹種別仕立ての方法別の植栽本数、その他人工造林の標準的な方法及び伐採跡地の更新すべき期間
- ④ ③に掲げる森林以外の森林にあつては、届出書に記載された伐採後の造林の方法が人工造林の場合は③にあげる事項、当該造林の方法が天然更新である場合は天然更新の対象樹種、天然更新補助作業の標準的な方法及び伐採跡地の更新すべき期間

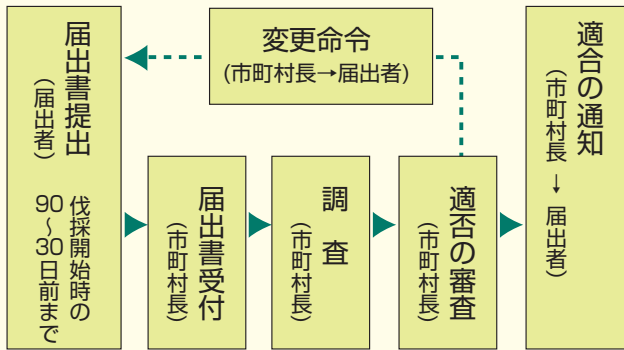
# 伐採及び伐採後の造林の届出制度の手引き



## 届け出のプロセスは？



## 届け出る内容は？



### A 森林の所在場所、伐採面積、伐採期間、伐採の方法など

届出書の様式が決まっていますので、以下の記載例を参考に添付の書類をプリントしてご利用下さい。  
ご不明な点は、市町村役場、最寄りの森林組合へお問い合わせ下さい。

### 伐採及び伐採後の造林届出書の記入例

伐採及び伐採後の造林届出書													平成	年	月	日	
長 様													住 所 ○○市 ○○町 字○○ 1234				
次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の第8第1項の規定により届け出ます。													届出人氏名 平成林業(有)代表取締役 平成太郎 印				
森林の所在場所				伐採面積 (ha)	伐採の方法			伐採樹種	伐採林齢 [ ]	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林の期間	伐採後の造林樹種	造林面積 (ha)	伐採後の造林の 方法及び樹種別の 樹種別の植栽本数 (本)	伐採跡地の用途	備 考
市 町 村	大 字	字	地 番		主 間 伐 別	伐 採 種 別	伐 採 率 (%)										
○○市 (町村)	○○	○○	123-45	0 82	主伐	皆伐	100	スギ	50 [40~75]	平成14年10月5日~ 平成14年12月10日	植栽	平成15年4月20日~ 平成15年5月20日	スギ ヒノキ	0 82 0 20	1,700 500		
○○市 (町村)	○○	○○	2345-67	1 15	間伐		30	ヒノキ		平成14年10月5日~ 平成14年11月10日							
○○市 (町村)	○○	○○	1234-56	2 22	主伐	択伐	45	アカマツ	70 [50~90]	平成14年10月5日~ 平成15年2月10日	天然下 種更新						
○○市 (町村)	○○	○○	1320	0 60	主伐	皆伐	100	その他 広葉樹	36	平成14年5月15日~ 平成14年7月15日						ペンション 用地	
○○市 (町村)	○○	○○	2345-111	3 60	主伐	択伐	40	カラマツ	42	平成14年10月5日~ 平成15年2月10日	植栽	平成15年4月20日~ 平成15年6月15日	ヒノキ	3 60	5,000		
計																	

- ha以下小数第2位まで記載。第3位以下は四捨五入
- 皆伐、択伐の別を記載
- 立木材積による伐採率を記載
- 植栽・人工播種・ほう芽更新・天然下種更新に区分して記載
- 造林の方法別に記載
- ha以下小数第2位まで記載。第3位以下は四捨五入
- 伐採跡地が森林以外の用途に使われる場合のみ記載

**注意事項**

- 伐採する森林のある市町村ごとに提出すること。
- 伐採の期間が1年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。

伐採する森林が異齢林の場合は2段に分けて記載

70  
[50~90]

- 上段: 最も多い立木の林齢
- 下段: 伐採する立木のうち最も低い林齢と最も高い林齢

# 伐採及び伐採後の造林届出書

平成 年 月 日

長 様

住 所

届出人氏名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

印

森林の所在場所				伐採面積 (ha)	伐採の方法			伐採樹種	伐採齢	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林の期間	伐採後の造林樹種	伐採後の造林面積 及び樹種別の (ha)	伐採後に植栽する 樹種別の植栽本数 (本)	伐採跡地の用途	備 考
市	町	字	地 番		主伐別	伐採種別	伐採率 (%)										
計																	

注意事項

- 伐採する森林のある市町村ごとに提出すること。
- 面積はha以下小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 伐採種類別欄には、主伐の際に皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採率欄には、立木材種による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄は、伐採する森林が異齢林の場合2段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も低い林齢と最も高い林齢を、上段には最も多い立木の林齢を記載すること。
- 伐採後の造林の方法欄には、植栽・人工播種・ほう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載すること。
- 伐採後の造林種類欄には、造林の方法別に記載すること。
- 伐採跡地の用途欄は、伐採跡地が森林以外の用途に使われる場合のみ記述する。
- 伐採の期間が1年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。